
第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項

1. ヤングケアラー支援の流れ

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、表面化しにくく、家族以外が気づくことは容易ではありません。また、子供自身や家族がヤングケアラーであるという認識がないことも多くあります。子供のSOSだけでなく普段の様子や生活状況なども踏まえて、支援者がヤングケアラーについて理解を深め、その存在に気づき必要な支援につなげることが重要です。

ヤングケアラー支援の流れは、「気づく」「つなぐ」「支援する」「見守る」という一連のフローが支援の基本となります。ここでは、全体像を記載しています。

(1) 「気づく」

- ①ヤングケアラーの発見
- ②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮

(2) 「つなぐ」

- ①緊急性の判断
- ②本人の同意・情報共有
- ③多機関連携の必要性判断
- ④連携先の確認

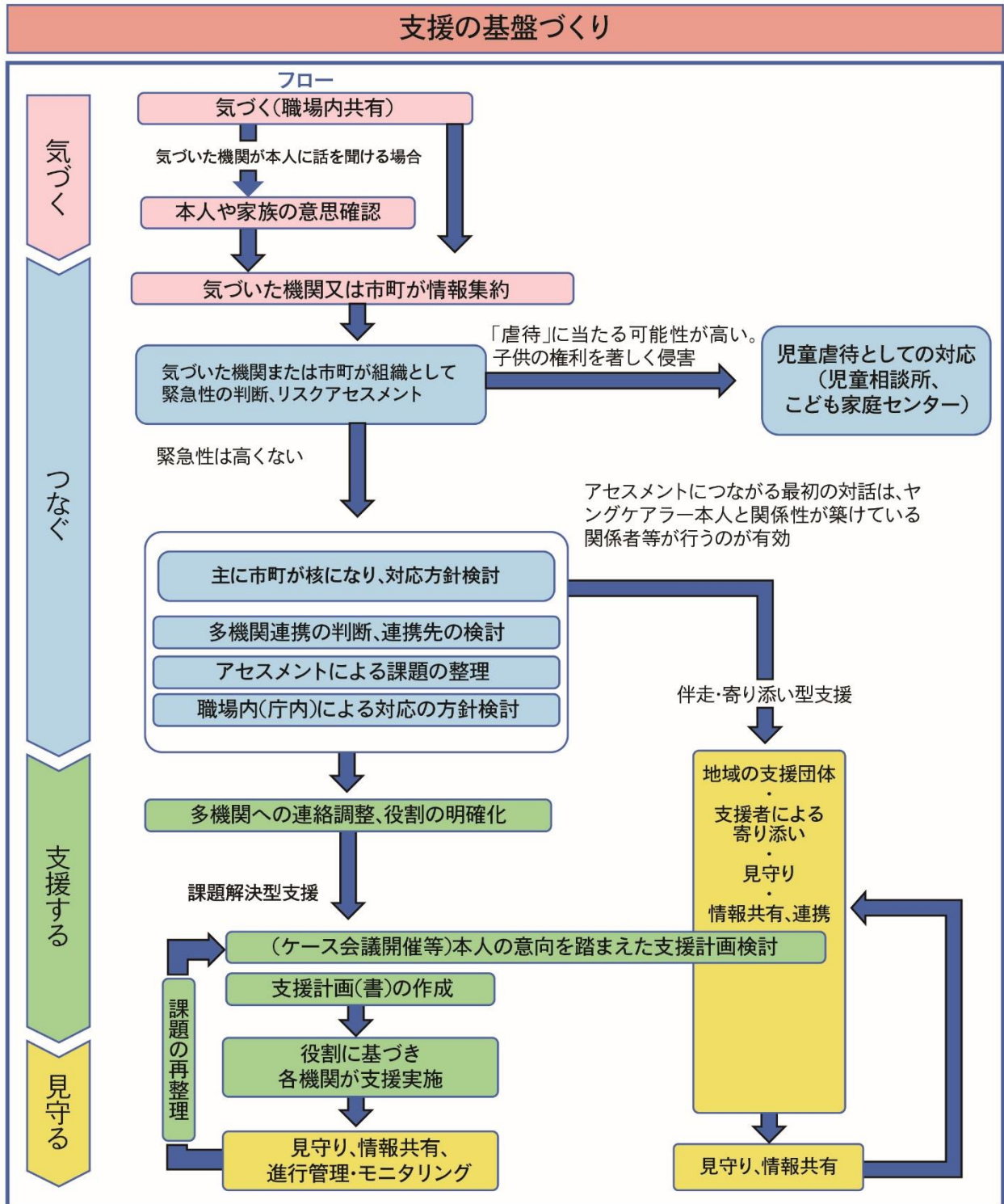
(3) 「支援する」

- ①アセスメント・課題の共有
- ②支援計画の検討・作成（ケース会議）
- ③支援の実施

(4) 「見守る」

- ①見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

図3：ヤングケアラー支援の全体像



出典：「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」福島県子ども未来局児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

(1)「気づく」

①ヤングケアラーの発見

📍【周囲が気づく】

周囲が気づくためには、学校、福祉、介護、医療等さまざまな関係者が、日々の業務を通して、「ヤングケアラーが身近にいるかもしれない」という意識を常に持つことが重要です。特に、ひとり親家庭や生活困窮家庭、家族に病気、障害や介護の必要な方がいる家庭の場合などは、特に注意して気を配る必要があります。

📍【気づくためのきっかけの例】

ヤングケアラーに気づくためのきっかけの一例<教育・保育、高齢者福祉、障害福祉等、分野別でのヤングケアラーへの気づきの例(表3)>を参考にすることや、各関係機関の情報共有化のため、アセスメントシート(付録参照)を活用するなどにより、気づきの感度を高める必要があります。ただし、これらはツールの一つであり、チェックの多寡だけで判断することなく、所属する組織内で相談してみることや、家族状況の確認及び学校や地域での普段の様子、本人と話すことができる場合は丁寧に聞くことが大切です。

②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮

ヤングケアラーと思われる子供を発見した場合、本人や家族が支援を必要と考えているか?といった意思や希望を確認することが重要です。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でとても大切なことです。

例えば、ヤングケアラーは支援を希望しているが、家族(保護者)としては家族の置かれている状況を人に知られたくないので、支援に入ってほしくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、それぞれの意向を踏まえた家族への支援はどのようなものかを検討することが大切です。

📍【本人や家族の意思を尊重する】

虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重してください。ヤングケアラーにとって、ケアが生きがいになっている場合もあります。ケアをしていること自体は否定しないようにし、本人の負担になっていないかなど、一緒に考え、子供自身と家族の理解を得て、納得した上で支援を行うことが非常に大切です。

📍【思いを知る、寄り添う、見守る】

ヤングケアラー本人や家族の思いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減できるかもしれません。なお、本人や家族の意思確認は、この段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況、意思を確認することが大切です。

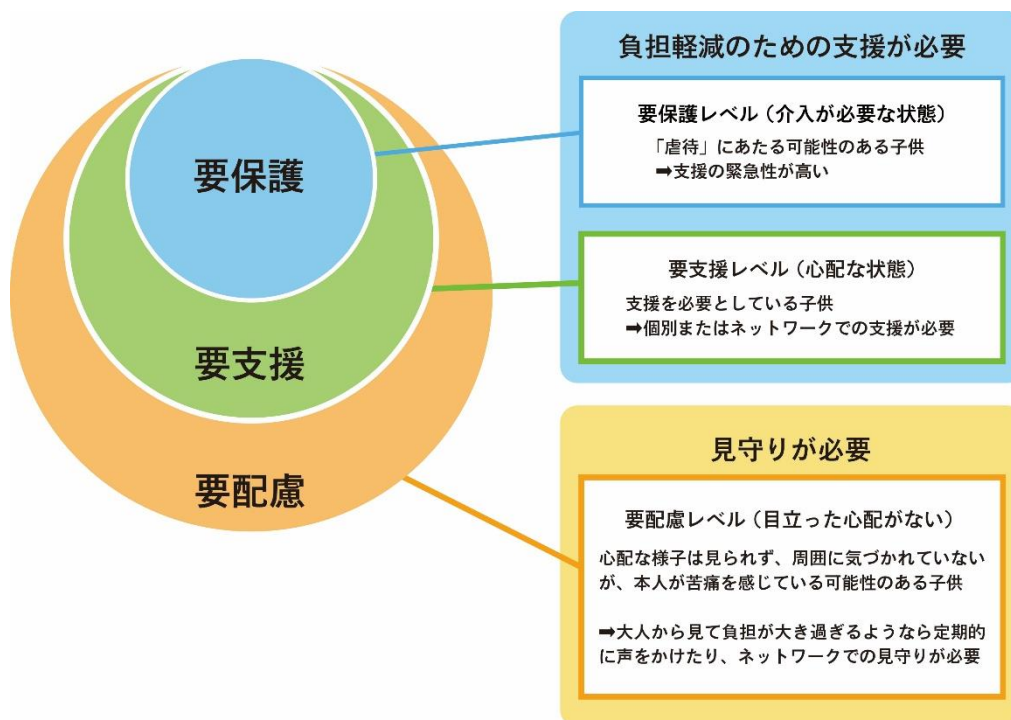
(2) 「つなぐ」

①緊急性の判断

本マニュアルでは、「全てのヤングケアラー＝支援が必要な子供」と捉えるのではなく、本人・家族の支援の必要性、緊急性、状況に応じ、「要保護」「要支援」「要配慮」の3段階に分け、「要保護」「要支援」について負担軽減の支援が必要と捉えることとしています。

また、現時点では「要配慮」レベルで支援が必要ない状況であったとしても将来的にケアニーズが増大し、子供が負担を抱える可能性もあるので、定期的に本人意思を確認することが大切です。

図4：支援の必要性・緊急性の判断



出典：「山口県ヤングケアラー支援ガイドブック～ヤングケアラーの早期把握と支援のために～」山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（令和6年3月）を一部改編

②本人の同意・情報共有

本人への意思確認後、個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人や家族から同意を得ることが必要で、早い段階で多機関連携を視野に入れた同意を得ておくと、支援が迅速で円滑に行うことができます。情報共有先でも個人情報が守られることを伝え、安心してもらうことが大切です。

💡【情報共有について】

情報共有について、本人の同意が得られていない状態であっても、支援が必要かもしれないと思われる場合は、個人が特定されないように氏名等は伏せ、ケースについて市町の相談窓口、学校等であれば教師、SSW等の専門職に相談することも考えられます。

📍【要対協の個別ケース会議又は重層的支援会議等で検討する】

市町によるヤングケアラー支援を行う場合は、要対協の個別ケース会議で検討する必要性が生じた時点で管理ケースとして登録している市町が多い状況です。また、概ね18歳を超える年齢の場合は重層的支援会議等も活用可能です。

③多機関連携の必要性判断

本人から聞き取った情報や、家庭環境等の情報から、アセスメント（アセスメントシートの一例として第4章付録を参照）を行い、気づいた機関のみでの対応可否の判断及び多機関連携の必要性や連携先機関を検討します。すべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーの置かれている家庭状況が、経済的困窮や介護が必要な状態、精神疾患などさまざまな課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して取り組むことが求められます。

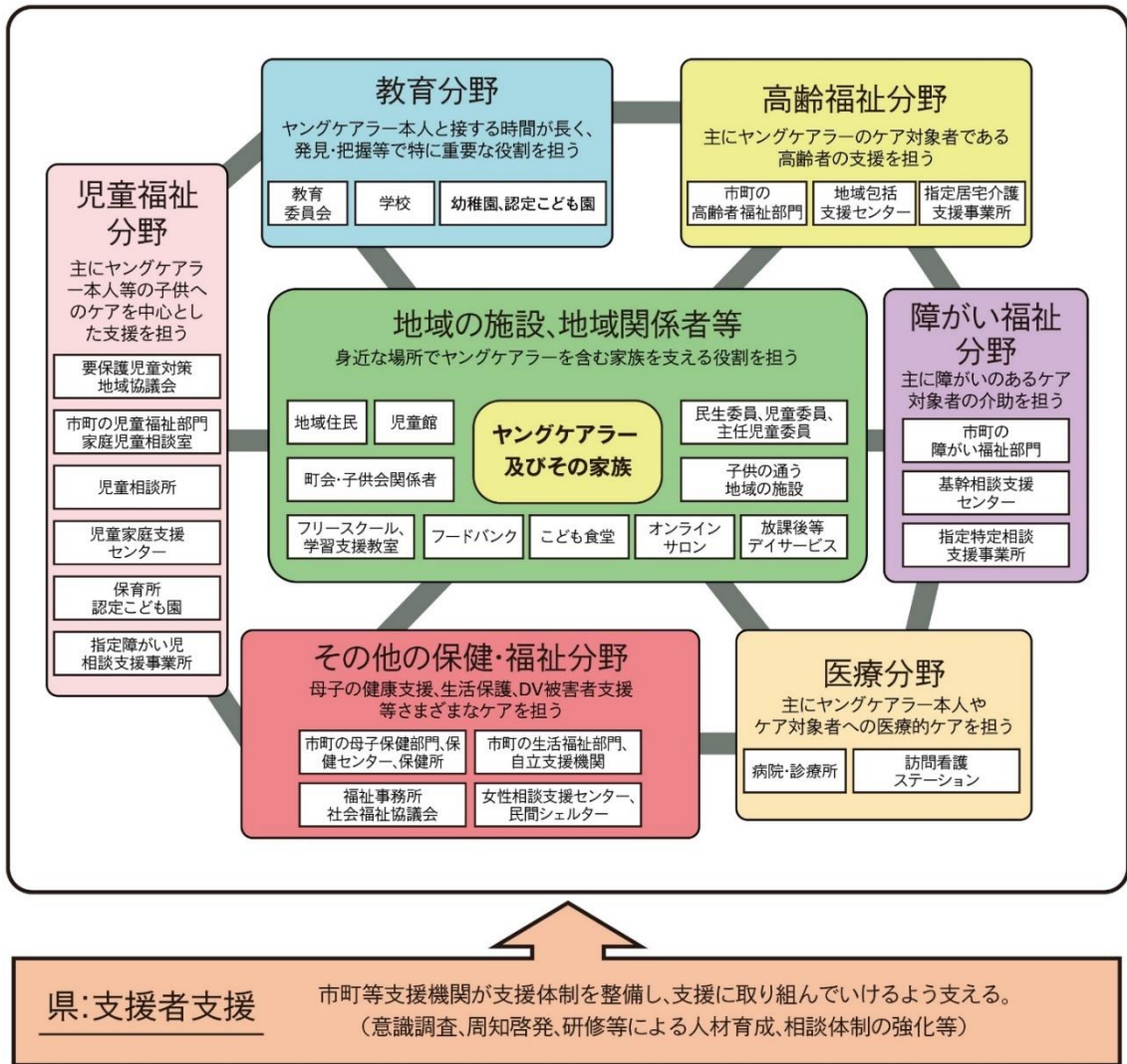
④連携先の確認

本人及び家族が抱える課題や背景は複雑であり、また、支援の意向もさまざまなことから、多様な関係機関・者が協力して支援することで、必要な支援につながると言えます。

📍【連携して行う支援が必要となる場合】

ヤングケアラーの置かれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、さまざまな課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して取り組むことが求められます。また、ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた担当機関・部署とは異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけができる場合もあります。担当機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前に、連携して支援を行う必要性や可能性について、関係機関と話し合う必要があります。

図5：ヤングケアラーとその家族を支える関係機関



出典：「福島県版ヤングケアラー支援マニュアル」福島県こども未来児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

📍 【関係機関とその役割】

ヤングケアラーが置かれている状況は多様であるため、ヤングケアラーを含む世帯への支援を行うためには、分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。中には日常的に連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、それぞれの機関が役割としてできること、できないことを把握しておくことが重要です。

表5： ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及び役割例

通番	分野	機関名	機能及び役割例
1	児童福祉	要保護児童対策地域協議会 (要対協)	○要保護児童等について、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。 ○構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めることができる。
2		市町の児童福祉部門や家庭児童相談室 (要対協を除く)	○住民に身近な市町において、子供に関するさまざまな問題について、家庭その他からの相談に応じ、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行う。 ○関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、行政が提供する福祉サービスにつなげる等の役割を担う。
3		児童相談所	○児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子供に関する相談について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々等、広く受け付けている。 ○関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。
4		児童家庭支援センター	○児童福祉法に基づいた子供と家庭の専門相談機関。 ○心理療法等も行う。 ○18歳までのすべての子供と、子供がいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。
5	教育	市町の教育委員会	○市町等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を行う。 ○学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。
6		ヤングケアラーと思われる子供やそのきょうだいの通う学校	○一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒に計画的・組織的に教育を施す機関。 ○学校には教員や養護教諭の他、SSW、SCが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う。

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

📍 【ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス】

ヤングケアラー本人に障害などがある場合を除き、ヤングケアラーへの直接的な公的サービスが限られているのが現状ですが、ヤングケアラーの負担を軽減するために、ヤングケアラーがケアをする対象者に向けての公的サービスの利用調整等、さまざまな取組がなされています。以下にサービスの例を紹介します。

通 番	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 居場所の提供 (こども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等) ✧ ケア対象者のレスパイト入院 ✧ 子供のレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ✧ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ ヤングケアラー同士のピアサポート ✧ 家族会(障害等によりさまざまに存在) ✧ オンラインサロン
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ カウンセリング ✧ 養護教諭、学校医による相談対応 ✧ 医療サービス
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいがいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等) ✧ ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等) ✧ 保育所の利用 ✧ 放課後児童クラブ・児童館の利用 ✧ 乳児の一時預かり ✧ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
5	日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 家事支援(ファミリー・サポート・センター等) ✧ 子育て世帯訪問支援事業 ✧ 食事の提供 (フードバンクの利用、こども食堂、NPO法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等) ✧ 日用品の提供(経済困窮のため) ✧ 自宅の清掃(関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等) ✧ 金銭管理支援 ✧ 行政手続きの支援(自立支援関係手続等)
6	学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 学校(学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ✧ 教育支援センターやフリースクールの利用 ✧ 生活困窮世帯等の子供学習支援 ✧ 進路相談

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
7	人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ キャリアカウンセリング ✧ 児童家庭支援センターへの相談 ✧ ヤングケアラー同士のピアサポート（年上の世代との交流） ✧ 学校の担任への相談
8	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 介護保険サービス ✧ 在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 障害福祉サービス等 ＜居宅介護（家事援助を含む）の利用、通所事業所、施設入所等＞ ✧ 訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合） ✧ 自立支援医療
10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 訪問看護を含む医療サービス ✧ 通院サポート ✧ レスパイトケアを目的としたショートステイ
11	経済的支援（経済的自立）が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 生活保護受給 ✧ 生活困窮者自立支援機関の支援制度（経済面、居住確保）の活用 ✧ 自治体の補助金の活用 ✧ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ✧ 教育委員会の就学援助制度の活用 ✧ 奨学金の活用 ✧ 就労支援（家族からの子供の自立、親の就労支援等） ✧ 障害年金受給 ✧ 傷病手当金受給
12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 行政等の通訳サービス ✧ 外国語による情報発信 ✧ 翻訳ツールの提供
13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 行政等の手話通訳派遣サービス ✧ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供
14	生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 母子生活支援施設への入所 ✧ 里親委託 ✧ 成年後見人手続きの実施

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

💡【関係機関の役割分担】

支援を開始する前に、ケースに関わる機関の間で役割を明確にしておく、一つの機関に負荷が集中しすぎることは避けられます。

連携して支援を行う機関や支援担当者が多いほど、さまざまな専門性、考え方、行動が影響し、全体の方針がぶれてしまう可能性もあります。また、人数が多くなればタイムリーな情報共有が難しくなる場合もあります。関係機関ができることや機能を把握した上で、役割分担を明確にし、情報共有の方法を予め決めておくとよいでしょう。以下に、関係機関・部署の間での役割分担の例を紹介します。

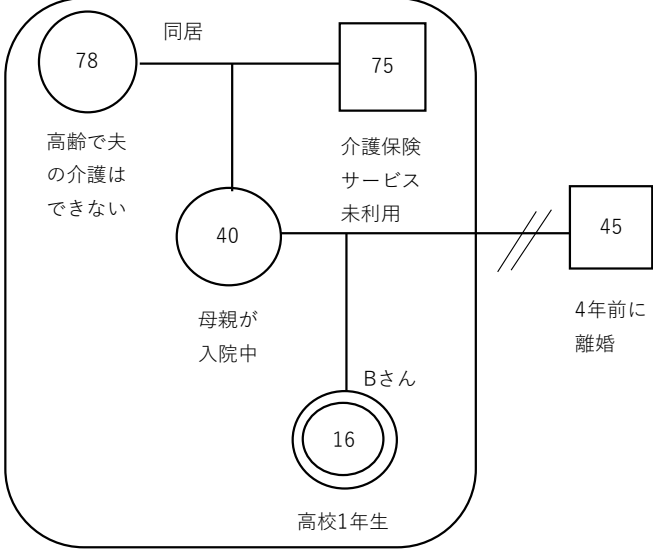
事例 1

背景	ジェノグラム
母親に精神障害、妹に発達障害があったことから、生活に必要な負担を A さんが担っていた。	<p>同居</p> <p>36 精神疾患がある</p> <p>Aさん 12 小学6年生</p> <p>8 発達障害がある</p> <p>37 3年前に離婚</p>

関係機関・部署	役割分担例
基幹相談支援センター	ヤングケアラーの状況を把握、世帯全体の支援の調整
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	障害福祉サービス、障害児通所支援を導入
訪問看護ステーション、 放課後等デイサービス 居宅介護事業所	医療サービス（訪問医療、訪問看護）を提供することにより、世帯全体が安定して生活でき、ヤングケアラーの負担が軽減できるように、連携して支援を実施

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

事例 2

背景	ジェノグラム
母親が入院中で、介護保険サービス未利用の祖父の介護やケアを B さんが担っていた。	

関係機関・部署	役割分担例
高齢担当者	祖父に対し介護保険サービスの必要性や制度説明を行い、申請からサービス導入まで速やかに実施
医療機関	入院中の母に対し、介護保険制度や経済的支援制度を説明し、家族の負担軽減について助言と手続き支援を実施
児童家庭支援センター	子供と面談し、介護負担の現状を把握した上で、必要な機関と家族をつなぐ支援を実施
学校	子供の心理面をフォローしつつ、今後の進路選択に向けた支援を実施

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

(3)「支援する」

①アセスメント・課題の共有

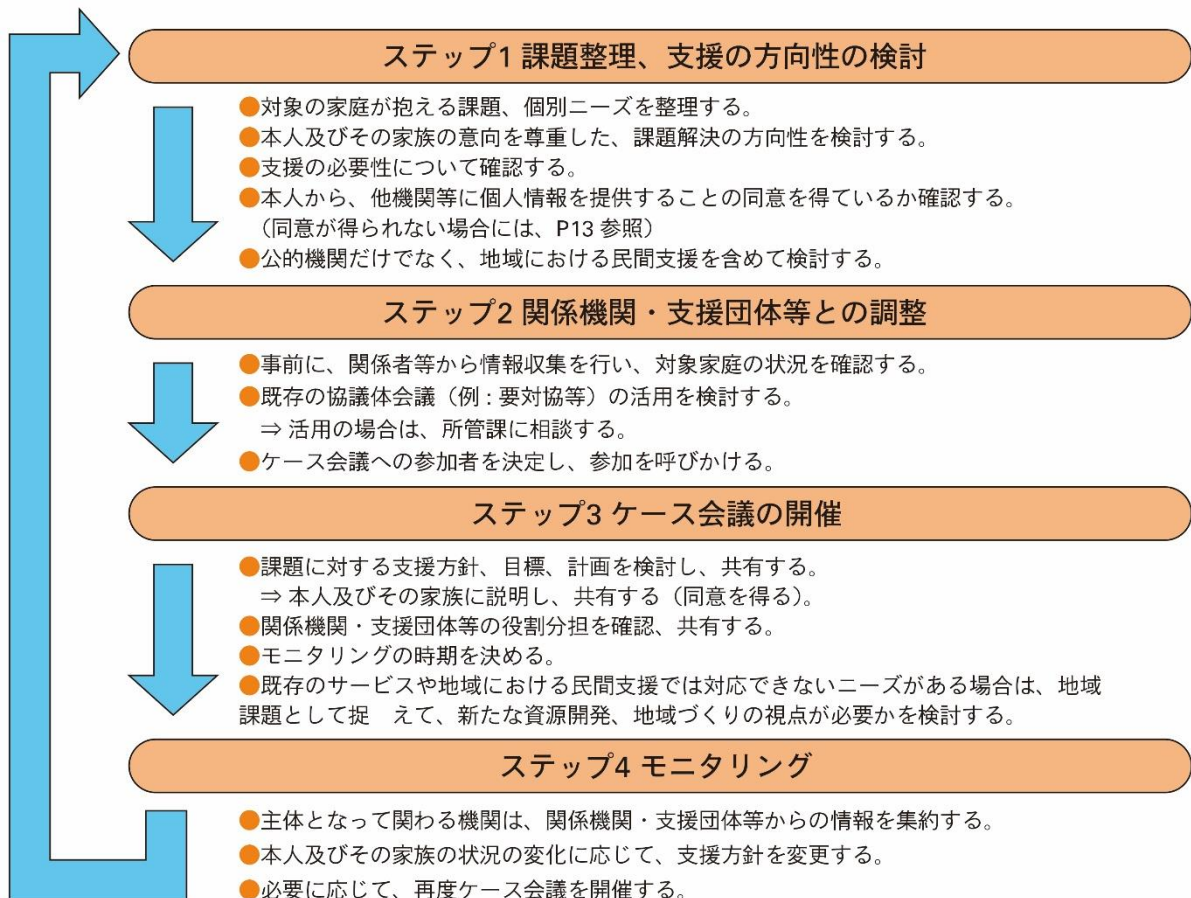
緊急での介入は必要ないが、ヤングケアラーと思われる子供（以下「本人」という）や家族が
つらい状況にあり支援が必要な場合は、初期介入をすることになります。初期介入に当たっては、
アセスメント（第4章付録を参照）を行い、以下の項目等について把握・整理をします。本人や
家族のニーズ、意向等を含む状況を把握・整理し、総合的な情報から、課題を整理するとともに、
支援方針を検討します。

②支援計画の検討・作成（ケース会議）

市町等主となる機関が中心となり、多機関連携による支援計画の検討・作成や役割分担等を決
めていく「ケース会議」を開催します。

今までの「1 気づく」から「2 つなぐ」までの項目を振り返りながら、一般的な支援までの
流れを再確認することが重要です。次に、連携が必要な機関を招集しての「ケース会議」の流れ
を図6に挙げています。

図6：ケース会議の流れ（例示）



出典：「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」福島県子ども未来局児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

ケース会議により支援計画（支援計画例は第4章付録に掲載）を作成し、盛り込む項目としては、以下の項目等が挙げられます。

（様式は任意）

- ①基本情報（フェイスシート）
- ②ジェノグラム（家族関係図）
- ③本人や家族の意向
- ④課題及びそれを踏まえた支援方針
- ⑤長期・短期目標
- ⑥各機関の役割と支援内容
- ⑦支援時期（頻度）
- ⑧次回ケース会議時期

💡【支援計画の立て方】

本人・家族の意向を踏まえて計画を立てる現実的な計画のもとで、本人や家族の生活上の課題を取り扱う。

💡【本人及び家族に提示しなければならないこと】

- 支援者・機関が、なぜ支援するのか
- 支援する目的や目標は何なのか
- 本人や家族に必要なことは何か（本人や家族からの要求はなくても、支援者としては必要だとして示せるもの）
- 具体的な関与の内容（サービスメニューやその選択によるメリット等説明）

💡【ヤングケアラーの支援を通して重視すべき視点】

○アウトリーチによる支援の重要性

アウトリーチによる支援は、支援者が実際に家庭を訪問することで家庭の状況や本人を含む家族の状況が一目瞭然となり、タイムリーにサービスや制度の情報を提供することができるので、重要な支援の1つと言えます。

○支援目標の考え方について

支援目標が「社会資源を利用する」に留まることなく、その先を見据え、ヤングケアラーのみならず世帯のそれぞれに焦点を当てることが大切です。家族内にどのような変化があったのかを注意深く見守り（モニタリング）、その変化は当事者世帯が望んでいたものなのか、それぞれの自立に向かっているのか等を確認し、当事者家族と支援関係者とで一緒に目標を確認していくことが大切です。

③支援の実施

連携が必要な多機関を招集してのケース会議等により、「支援計画」を作成し、それに基づき、各機関が実際に支援をしていきます。支援計画書〔任意様式〕は、会議主催機関等がまとめ、会議出席機関等連携が必要な機関と共有しておきましょう。「ヤングケアラー支援対策イメージ」で前述したような以下の3つの支援の組み合わせにより支援していくこととなります。

表5：支援のパターン

型	内容
伴走・寄り添い型支援	子供にとって最も身近な地域における会話や見守りによる支援。児童館等で遊んだり、食事や勉強の支援を受ける中でなじみの職員に話を聞いてもらったり、登下校の際に、児童の見守りを行う民生・児童委員等と会話する等、本人が精神的な安らぎを感じちょっとしたことを話せる、日常の中での寄り添い。
共感型支援	日常ではケアの悩みを共感できる人がいない等の場合に、同じヤングケアラーの立場の子供や元ヤングケアラーに話を聞いてもらったりすることで、徐々に自分の気持ちを安心して話せるようになります。思いを聞いてもらい、年上のケアラー等から経験者としての助言や経験談を聞くことで、選択肢を広げることができ、寄り添ってくれる人がいることが安心感や精神的な負担の軽減につながります。
課題解決型支援	ケアを受けている家族向けや本人向けの行政等による福祉サービス等の提供

出典：「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」発行：東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課（令和5年3月）の内容を一部改編

支援当初は、「伴走・寄り添い型支援」「共感型支援」で寄り添っていくことで、ヤングケアラー本人の心を開いていくことにつながる場合が多いでしょう。ヤングケアラー支援は、上記2つの支援に「課題解決型支援」を加えた3つの支援を上手に組み合わせていくことが必要になります。また、すぐに解決することはないという前提でじっくり向き合い、支援することが重要です。

💡【課題の共有・支援計画の検討（ケース会議等）・多機関連携によるアセスメント】

ヤングケアラーの支援を検討する際、できる限りヤングケアラーを含む家族の状況を正確に把握しておくことが重要です。ヤングケアラーの支援を検討するにあたり、必要な情報は次のようなものがあります。これらの情報を共有し、アセスメントを行い、支援目標、支援計画を立てていきます。

表6：ヤングケアラーの支援を検討する際に必要な情報

情報の種類	情報の具体例
ヤングケアラー本人に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 担っているケアの内容、時間数、時間帯 ✧ 平日と休日の大まかなスケジュール ✧ 教育面に関する状況 (通学状況、学習時間、進路相談状況など) ✧ 社会的活動の状況（遊び、部活動など） ✧ 身体的健康状態、精神的健康状態 ✧ 今の状況についての認識 ✧ やりたいと思っているができていないこと、困っていること ✧ これまでの相談状況 ✧ 支援を受けることの意向 など

ケアを必要としている家族に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 必要なケア内容 ◇ 疾患や障害などの状況 ◇ 受けている支援内容や時間 ◇ 支援機関 ◇ 支援を受けることの意向 など
その他の家族に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 担っているケアの内容 ◇ 支援を受けることの意向 など

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

支援の現場ではさまざまな立場から状況の把握や支援計画の検討が既に行われていることがあるため、担当機関の部署が事前に他機関・他部署で把握できていることや検討されていることを確認し、ヤングケアラー本人や家族に対して同じ質問を繰り返すことを減らしたり、各機関・部署における見守りの中で徐々に情報を得たりする、といった意識も重要です。

追加的に情報を把握する必要がある場合も、担当機関・部署よりもヤングケアラーやその家族とつながりが強い機関・部署があれば、その機関から話を聞くことが有効な場合もあります。ヤングケアラーやその家族が置かれている状況、他者との関わりや関係性はケース毎で異なることを意識し、必要に応じて関係機関・部署とも相談をしながらアセスメントを進めていくことが重要です。

💡【連携して行う支援が必要となる場合】

ヤングケアラーの置かれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、さまざまな課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して、取り組むことが求められます。

また、ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた担当機関・部署とは異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけができる場合もあります。

自機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前に、連携して支援を行う必要性や可能性について、関係機関と話し合う必要があります。

💡【個別ケースの支援に向けた連携体制づくり】

個別ケースの課題の共有・支援計画の検討を行うために、関係機関・専門職が情報共有し、「何が課題となっているのか」「何を目的・ゴールとするのか」「どのような目標・計画を立てるのか」ということを議論する場を設けることが必要です。

さまざまな分野の機関を一気に集めようとしても、招集するだけで時間がかかってしまい、なかなか実際の支援に至らないということもあります。どのような体制を組むとよいか予め検討しておくことが、ケースへの早期対応につながります。

個別ケースの支援を重ねると、地域における支援の課題が明らかになってきます。明らかになった地域の課題を整理し、新たなサービスや体制の構築に反映させることが重要です。そのためにも個別ケースの会議だけでなく、地域全体の課題を検討できる場をつくることも重要です。連携体制については、表7のパターンがあります。

表7：多機関連携における調整の方法・体制づくりのパターン

通番	連携体制の 設け方	事例
1	既存の会議 体を活用す る	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>要対協の場を活用</u>し、日頃から関係機関との連携を強化。(要対協において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、<u>支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用</u>) ◇ <u>重層的支援体制整備事業</u>を実施し、<u>多機関協働事業における重層的支援会議を福祉部署主体で設置</u>。そこに、子育て支援担当や要対協の事務局職員も入り、今まで以上に連携できる体制とする。 ◇ <u>福祉相談窓口連携会議</u>という会議を開催しながら、子供に関する担当部署の役割や機能を知り、連携しやすい体制ができるよう工夫。 ◇ 庁内でさまざまな側面から関係課が関わっていけるように、「<u>庁内連絡調整会議</u>」において、各課で情報共有を図る。
2	ヤングケア ラーに係る 会議体等を 新設する	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>ヤングケアラーサポート会議を立ち上げ</u>、関係機関と協議。 ◇ 「<u>ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム</u>」を設置し、教育委員会も参加し、部局横断的に支援策等を検討。
3	個別ケース の検討会議 を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>関係機関同士が顔の見える形</u>で検討する場を設ける。 ◇ <u>要対協実務者会議</u>や<u>個別ケース検討会議</u>の場で関係機関の協力による詳細な状況把握に努めている。 ◇ <u>保護者も含めたケース会議</u>を行う。

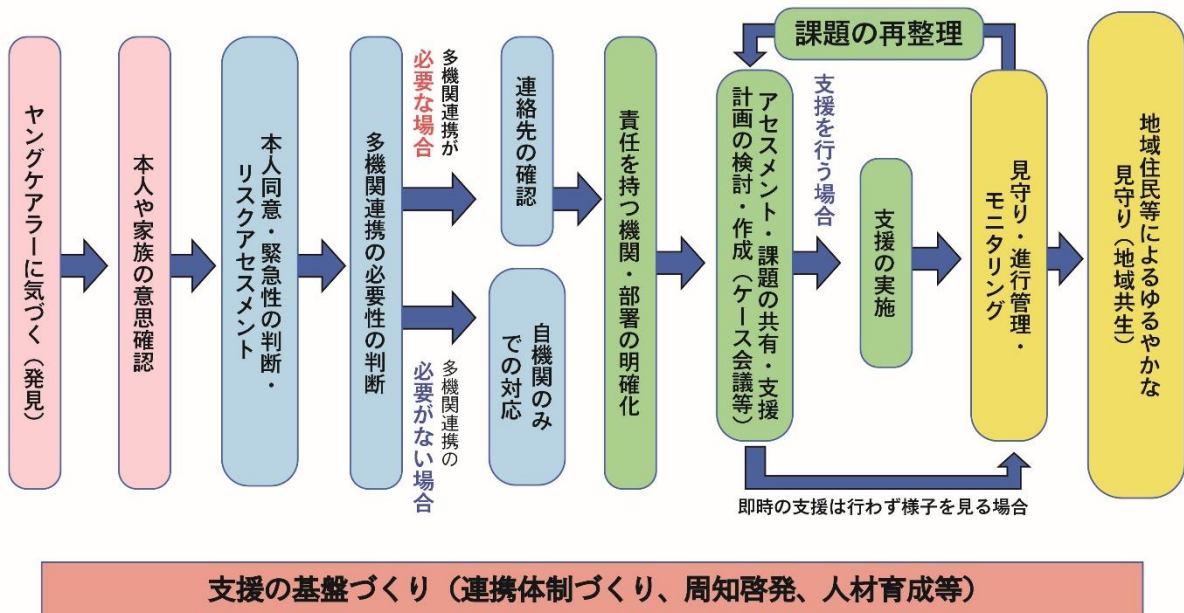
出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

（４）「見守る」

①見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

モニタリング（ケース会議により、各機関の支援内容の他に、どの機関が、どの時期に、どのような状況把握や進行管理をしていくのかが明確になっているので、その内容に基づく管理）を行う中で、支援の実施や家族の状況等により、ケア負担の変化等が生じたり、ライフステージ等に応じ、支援方針や内容も変化していきます。支援関係者間で、情報を共有し、早期に変化に気づけるような体制、見守りを行っていくことが大切です。また、支援方針や内容の見直しが必要な場合は、再度課題の共有、アセスメント、支援計画の検討を行い、見直していくことになります。

図7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



出典：「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」福島県子ども未来局児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

2. ヤングケアラーに関する相談窓口

広島県の各市町の相談窓口は、下記に案内しています。

広島県 HP⇒

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/youngcarersoudanmadoguti.html>

